

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の健全性・透明性を確保し、経営情報の開示の迅速性及び適切性を実現し、さらに経営環境・社会環境の変化への対処を適切に進めることが、コーポレート・ガバナンスの構築・強化を実現するものであり、さらには企業価値を最大化するものと考えております。このような考えに従い、具体的には、経営の健全性を高めるための内部監査室の設置と社外取締役の導入、経営情報の適切かつ迅速な開示を実現するための諸規程の整備とその実施体制作り、経営環境への適応を進めるための牽制が働く体制下での積極的な権限委譲と柔軟な組織変更の実施により、業務執行の迅速な推進に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社MYT	26,800	25.01
浅田剛治	20,290	18.93
山根由紀子	2,787	2.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,510	2.34
植野真理子	2,380	2.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,374	2.22
鶴田真巳	2,147	2.00
宮垣早苗	2,043	1.91
浅田陽子	1,934	1.80

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無 なし

補足説明

平成22年9月17日付(報告義務発生日は平成22年9月15日)でアトランティス・インベストメント・リサーチ・コーポレーション株式会社から変更報告書が関東財務局長に提出されておりますが、実質所有状況の確認ができないため「大株主の状況」に含めておりません。

なお、当該変更報告書の内容は以下のとおりであります。

大量保有者 アトランティス・インベストメント・リサーチ・コーポレーション株式会社

住所 東京都港区浜松町一丁目30番5号

保有株式の数 4,323株

株券等保有割合 4.06%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 12月

業種 サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数 500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 10名
 定款上の取締役の任期 2年
 取締役会の議長 社長
 取締役の人数 7名
 社外取締役の選任状況 選任している
 社外取締役の人数 1名
 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	
石塚銃男	他の会社の出身者										

1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
石塚銃男		独立役員に指定しています。	当社と資本関係のある会社等の出身ではなく、独立した立場から経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、経営陣の一層の強化を図り、あわせて取締役会による取締役の監督機能強化を図ることができるものと判断し、選任しております。 [独立役員指定理由] 東京証券取引所が規定した独立役員の要件に該当し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 4名

監査役の人数 4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、有限責任監査法人トーマツと定期的に会合を開催しており、監査方針、監査計画等の確認を行い、会計監査の実施状況等について意見交換、情報交換を行うことで、監査の実効性および効率性の向上に努めております。
監査役は、内部監査室と定期的に会合を開催し、内部監査室から監査結果に関して報告を受けるとともに、相互の情報交換、意見交換を行うことで、監査の実効性および効率性の向上に努めております。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 4名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	
伊藤幸広	公認会計士										
吉川滋	他の会社の出身者										
藤原宏章	他の会社の出身者										
中村正彦	税理士										

1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
伊藤幸広			公認会計士として会社財務・法務に精通しており、会社経営を統轄する十分な見識を有する者であります。 当社と資本関係のある会社等の出身ではなく、独立した立場から業務執行の監督を行うことが可能と判断いたしました。
吉川滋			企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、会社経営を統轄する十分な見識を有する者であります。 当社と資本関係のある会社等の出身ではなく、独立した立場から業務執行の監督を行うことが可能と判断いたしました。
藤原宏章			財務経理ならびに監査の分野で40年以上の豊富な経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者であります。 当社と資本関係のある会社等の出身ではなく、独立した立場から業務執行の監督を行うことが可能と判断いたしました。
中村正彦			税理士として会社財務・法務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者であります。 当社と資本関係のある会社等の出身ではなく、独立した立場から業務執行の監督を行うことが可能と判断いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数 1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

業績向上等のインセンティブを高めるためにストックオプション制度を導入していましたが、2010年12月に行使期限が満了しており、現在実施中の施策はありません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

関係法令に従って開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、常勤・非常勤の別を含めた各取締役または監査役の職務、職責に応じて、各々相当と判断される水準としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役へのサポート体制は、管理本部が対応しております。取締役会の議題の事前通知等を行い、取締役会での意見交換および決議が円滑に遂行できるように努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

職務権限規程で決裁権限を明確化し、重要な意思決定については、取締役会において決定しております。

1. 取締役会

取締役会は毎月1回定期的に開催し、さらに必要に応じては随時開催し、取締役7名のほか監査役4名が出席しております。取締役会では、業務執行の監督を行うとともに、法令、定款および当社取締役会規程に基づき、経営方針等の決定、経営に関する重要事項の決議および業務の進捗状況の確認、報告等を行っております。

2. 監査役会

4名の監査役は毎月監査役会を開催しております。さらに、毎月開催される取締役会、その他重要な会議に出席し、法令、定款などに基づき業務が適正に執行されているか法令遵守の立場から意見を述べることで、公平性と透明性の確保に努めております。また、取締役の業務執行状況を確認し合うため、必要に応じて関係者を招聘し意見交換や情報収集に努めております。これらの監査活動の結果を監査役会にて、期初に策定した監査計画に照らして相互に確認し、年度末に報告としてまとめております。

また、監査役は、有限責任監査法人トーマツと定期的に会合を開催しており、監査方針、監査計画等の確認を行い、会計監査の実施状況等について意見交換、情報交換を行うことで、監査の実効性および効率性の向上に努めております。さらに、監査役は、内部監査室と定期的に会合を開催し、必要に応じては随時会合を開催しております。内部監査室から内部統制の確立に関して報告を受けるとともに、相互の情報交換、意見交換を行うことで、監査の実効性および効率性の向上に努めております。

3. 内部監査室

代表取締役社長直轄の独立機関として内部監査室を設置し、担当者2名が専従しております。内部監査室は、全部門を対象に毎年1回以上の

実査を行うこととしております。監査にあたっては、各部門の業務方針や手続きの妥当性について、会社の経営方針および職務分掌、職務権限等、社内諸規程やコンプライアンス面から監査を行っております。内部監査で問題点が発見された場合には、代表取締役へ報告の上、被監査部門に勧告等を行うとともに、改善状況の確認を実施しております。

また、内部監査室と有限責任監査法人トーマツは相互に連携し、内部監査の実効的な実施に努めています。

4. 会計監査の状況

会計監査につきましては、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、通常の会計監査に加え重要な会計的課題についても随時指導・助言を受けております。

有限責任監査法人トーマツの会計監査は、以下の公認会計士が業務を執行するほか、公認会計士3名、会計士補等3名、その他1名が補助者として監査業務に携わっております。

指定有限責任社員 業務執行社員 松本 保範

指定有限責任社員 業務執行社員 瀬戸 卓

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外取締役1名、社外監査役4名を選任しており、豊富な経験と幅広い見識をもとに客観的な見地から監督機能の強化を図っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

その他 当社ホームページに招集通知および決議通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身による説明の有無

ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社WEBサイトで公開しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	平成23年12月期は6回開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	平成23年12月期は説明会および施設見学会をそれぞれ2回ずつ開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会資料、有価証券報告書、決算情報以外の適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	社長室に担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>役職員一人ひとりが心がけるべき行動を示した「企業行動憲章」を制定しており、「環境問題への取組みは、企業の存在と活動に必須の条件であることを認識し、環境にやさしい商品・サービスを提供するなど、積極的に行動します」と定めております。</p> <p>2008年5月より、ヒノキの苗3千本を植林し「ノバレーゼ未来の森」と命名するといった、環境保護への取り組みを行っております。</p> <p>2009年9月より、「妊娠期間」および「子育て」を支援する「未来の子供」プロジェクトを開始しております。</p> <p>2009年12月より、みかん農家での従業員の農業研修を実施し、企業と農業の新たな関係の構築を図る「未来の食」プロジェクトを開始しております。</p>	
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	代表取締役社長自らが積極的にIR活動を推進していく方針であります。	

内部監査室は、内部監査結果について必要に応じて監査役に報告いたします。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めるとともに、監査役の職務である取締役会をはじめとする重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、必要に応じて取締役および使用人の説明を求めるなどの職務が円滑に行える体制を整えております。また、代表取締役社長および監査法人とそれぞれ定期的な意見交換会を開催することとしております。社外監査役として企業経営に精通した有識者や法律・会計の有資格者を招聘し、取締役等の業務を執行する者からの独立性を保持いたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は企業行動憲章に「反社会的勢力への毅然たる対応」を掲げ、反社会的勢力に対しては断固とした姿勢で臨む方針を内外に宣言しております。

また具体的な対応として、主に以下の3点に取り組んでいます。

- (1) 警察等の関係行政機関との連携を密にし、反社会的勢力に関する情報を随時入手しております。
- (2) 新たな取引先と契約を締結する際は、事前に反社会的勢力との関係の有無等について調査を実施し、反社会的勢力と関係を有することのないようにしております。
- (3) 当社が当事者として取り交わす契約書類には、後に相手方が反社会的勢力と関係が有することが判明した場合に契約を解除できるとする条項(反社会的勢力排除条項)を設け、反社会的勢力との関係を遮断できるようにしております。

